第十三回国会　衆議院

文部委員会議録第三十六号

昭和二十七年六月十八日（水曜日）
　午前十一時五十七分開議
出席委員
　委員長　竹尾　弌君
　理事　岡延右エ門君　理事　甲木　保君
　理事　若林　義孝君　理事　小林　信一君
　理事　松本　七郎君
　江花　静君　柏原　義則君
　鹿野　彦吉君　小西　英雄君
　高木　章君　圓谷　光衞君
　長野　長廣君　根本龍太郎君
　平島　良一君　水谷　昇君
　井出一太郎君　坂本　泰良君
　浦口　鉄男君
出席政府委員
　文部事務官（初等中等教育局長）　田中　義男君
委員外の出席者
　専門員　石井　勗君
　専門員　横田重左衞門君

六月十八日
委員東井三代次君及び首藤新八君辞任につき、その補欠として江花静君及び根本龍太郎君が議長の指名で委員に選任された。

六月十七日
教育委員会法の一部改正に関する請願（本多市郎君紹介）（第三八三一号）
戦災都市における義務教育施設の復旧整備に関する請願（堀川恭平君紹介）（第三九〇九号）
大学病院の看護婦増員に関する請願（片岡伊三郎君紹介）（第三九二二号）
の審査を本委員会に付託された。
同日
産業教育振興法の改正促進に関する陳情書（全国工業高等学校長協会理事長佐藤孝次）（第二五一四号）
学校給食費の国庫負担増額に関する陳情書（全国市長会会長塚本三）（第二五一六号）
義務教育施設の整備に関する陳情書（全国市長会会長塚本三）（第二五一七号）
義務教育費国庫負担法案に関する陳情書（全国市長会会長塚本三）（第二五一八号）
市町村教育委員会制度反対に関する陳情書（高知県高岡郡北部第二地区PTA協議会会長西森守太郎）（第二五二〇号）
市町村教育委員会制度に関する陳情書外一件（鹿児島県教職員組合今日置中学校分会西原重盛外四十二名）（第二五二一号）
義務教育費国庫負担法制定に関する陳情書（中国地区婦人問題協議会代表田辺順子）（第二五二二号）
を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件
　産業教育振興法の一部を改正する法律案（若林義孝君外二十二名提出、衆法第三六号）

○竹尾委員長　ただいまより会議を開きます。
日程第一、産業教育振興法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めたいと存じますが、産業教育振興法の一部を改正する法律案を議題とするに賛成の諸君の起立を求めます。
〔総員起立〕
○竹尾委員長　起立総員。よつて本案を議題とするに決しました。
本案に対する質疑は前会あるいは前前会にし尽したように思われますので、この際質疑を打切りたいと思いますが、賛成の諸君の起立を求めます。
〔総員起立〕
○竹尾委員長　起立総員。よつて本案に対する質疑は終了するに決しました。
坂本泰良君より本案に対する修正案が提出せられております。これより提出者の修正案に対する提案理由の説明を求めます。坂本泰良君。

産業教育振興法の一部を改正する法律案に対する修正案（坂本泰良君提出）
産業教育振興法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
㈠　目次の改正規定中「「第三条の四」に」の下に「、「財政的援助」を「国の負担及び補助」に、「第二節　私立学校（第十九条）」を「第二節　私立学校（第十九条）　第三節　教科用図書（第二十条）」」に」を加える。
㈡　第三条の二の改正規定中「又は当該実験実習に従事する生徒若しくは学生の厚生に必要な経費」を削る。
㈢　第三条の三の改正規定中「待遇」を「手当」に改める。
㈣　第三条の四の改正規定の次に次のように加える。
第十条第一項中「国の財政的援助」を「国の負担金」に改める。
「第三章　財政的援助」を「第三章　国の負担及び補助」に改める。
第十五条の見出しを「（国の負担）」に改め、同条第一項中「経費について当該設置者に対し、予算の範囲内において補助するものとする」を「経費の二分の一を負担する」に改める。
第十五条第二項中「公立学校の設置者に対し、予算の範囲内において、左の各号に掲げる経費について、補助するものとする」を「公立学校に係る左の各号に掲げる経費の全部又は一部を負担する」に改める。
第十六条中「当該設置者に対し、」を削り、「予算の範囲内において補助するものとする」を「その全部又は一部を負担する」に改める。
第十七条の見出し中「補助金」を「負担金」に、同条各号列記以外の部分中「補助金」を「負担金」に、同条第二号中「補助金交付」を「負担金交付」に、同条第三号中「補助金の交付」を「負担金の交付」に改める。
第十八条中「補助金の交付」を「第十五条第二項又は第十六条の規定により国が負担すべき割合及び負担金の交付」に改める。
第十九条第一項中「この場合において、」の下に「「負担」とあるのは、「補助」と、「負担金」とあるのは、「補助金」と、」を加える。
第十九条の次に次の一節を加える。
　　第三節　教科用図書
（教科用図書の購入に関する補助）
第二十条　国は、政令で定めるところにより、産業教育を受ける生徒又は学生等に対して、これらの者が使用する産業教育に関する教科用図書の購入費の一部を補助するものとする。
㈤　附則中「施行する。」の下に「但し、第十五条から第二十条までの改正規定及び附則第二項の規定は、昭和二十八年四月一日から施行する。」を加え、同附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。
2　この項の規定施行前に、改正前の産業教育振興法第十五条又は第十六条の規定により交付を受けた補助金の返還については、なお従前の例による。

○坂本（泰）委員　修正案の全文は速記録に載せていただくことにいたしまして、簡単に修正案の内容を申し上げます。

本修正案は、根本において大してかわりはありませんが、内容の不明な点その他の点がありまして、明確にいたした点が多いのであります。

第一は、実験実習の収益の処理についての問題でありますが、これは収益が「実験実習に従事する生徒若しくは学生の厚生に必要な経費」とあつて、厚生ということになりますと、修学旅行積立金その他も含まれまして、非常に広範囲になつて、厚生という意味が明白でないのであります。従つて実験実習に対するところの食事の点なんかは、やはり実験実習の経費の中に含まれるのでありますから、従つて「又は」以下「厚生に必要な経費」これを削除いたした次第であります。

次は、第三条の三の待遇の問題であります。「待遇」と申しますと、本給までもこれに入るということになりますから、これはやはり特別の手当というふうにはつきりしなければいけないのでありまして、やはりこれは特殊の手当に相当するものでありますから、「待遇」を「手当」に改めたわけであります。

それから「教科用図書の編修、検定」とありますが、この「編修」という言葉は、国定教科書への動きであるというふうに誤解を受けますから、この「編修」を削除いたしました。

次は、「国の財政的援助」を「国の負担金」に改めた次第でありますが、これは文字の関係で「負担金」というふうにいたしたわけであります。この点については、補助でなく、負担といたしまして、具体的な予算措置を講ずる、こういう考えで修正いたしたのであります。

第五の修正は、これはやはりただいま申し上げましたような、具体的予算の措置の関係がありますから、予算の範囲内できめる、こういう訂正になつておるわけであります。

以上がこの修正案のおもなる点でございますが、最初に申しましたように、この産業教育振興法に関しましては、以上申しましたように、あいまいな点はやはり法案の作成にあたりましては、これをはつきり明示いたしまして、その適用をするにあたりまして、遺憾なからしむるために、修正いたした次第であります。

以上が修正案の理由であります。

○竹尾委員長　これより原案並びに修正案を一括して議題とし、討論に入ります。

○岡(延)委員　本法案並びに坂本君の修正案に対する討論を省略し、ただちに採決せられんことを望みます。

○竹尾委員長　ただいま岡君より、討論を省略してただちに採決に入りたいとの動議が提出されましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹尾委員長　それでは討論は省略せられました。

これより採決いたします。まず坂本泰良君提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹尾委員長　起立少数。よつて坂本泰良君提出の修正案は否決せられました。

次に、原案について採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○竹尾委員長　起立総員。よつて本案は原案の通り可決せられました。

なお報告及び報告書の提出につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹尾委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時七分散会

〔参　照〕

産業教育振興法の一部を改正する法律案(若林義孝君外二十二名提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年六月二十七日印刷　昭和二十七年六月二十八日発行　衆議院事務局　印刷者　印刷庁